

津市公告第 1 3 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度第4回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市安濃町清水字筑原	336 番 1	宅地	320.28 m ²	別紙① 物件調 書のと おり 古家あ り
2	土地	津市白山町二本木字横 町	289 番 6	宅地	266.07 m ²	別紙② 物件調 書のと おり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）

の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうち第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者

- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和7年9月11日（木）午後1時から同月29日（月）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和7年10月7日（火）午後2時まで

(3) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、又は入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津

市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後 3 箇月以内の原本に限ります。

※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記 4 において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 2 時までに納付してください。

※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。

※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し、確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書に指定した口座に振込して返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市安濃町清水字筑原 336 番 1	1, 190, 000 円	130, 900 円
2	津市白山町二本木字横町 289 番 6	891, 000 円	98, 100 円

5 入札について

(1) 入札期間

令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）午後 1 時から同月 2 1 日（火）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）午後 1 時以降に行います

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止

不正な行為等により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断できる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7 の契約を締結

することができません。

7 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和7年11月10日（月）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

イ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1 30,000円

物件番号2 16,200円

8 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和7年11月4日（火）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和7年11月10日（月））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙③及び④）で確認してください。

(1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。

- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和7年11月20日（木）午後5時15分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身におい

て、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

- (2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

物件調書

1 売買物件に関する基本情報の告知

(1) 土地の情報

所在	地番	登記地目	登記面積
津市安濃町清水字筑原	336番1	宅地	320.28 m ²

接面道路の状況	北側 市道曾根清水2号線 幅員約 4m
都市計画	安濃都市計画区域(非線引き) 建ぺい率70%、容積率200%
その他法令などの 規制	
電気	引き込みは可能ですが、詳しくは電気事業者へ問い合わせる必要があります。
ガス	非都市ガスエリアです。詳しくはガス事業者へ問い合わせる必要があります。
上水道	接面道路に給水管はありません。詳しくは上下水道事業局へ問い合わせる必要があります。
下水道	敷地内に公共枡が設置されています。詳しくは上下水道事業局へ問い合わせる必要があります。
特記事項	① 売買物件は、昭和49年頃から令和元年11月まで清水筑原垣内集会所の敷地として使用されていましたが、用途廃止されており、敷地内には集会所及び便所棟が現存しますが、老朽化により当該用途としての利用は困難と思慮されます。 ② 売買物件には上記に記載したものを含め、下記「定着物一覧表」に記載する定着物が現存しており、当該定着物は売買物件に含まれます。 ③ 「安濃川・美濃屋川・穴倉川・岩田川・三泗川流域洪水ハザードマップ」において、浸水区域とされています。 ④ 売買物件の北側には、電力事業者が所有する電力柱とその支線が設置されていますが、当該電力柱などを残置したまま所有権移転します。所有権移転後の電力柱などの継続設置に係る手続については、買主と電力事業者の間で行う必要があります。 ⑤ 売買物件は「接面道路の状況」のとおり市道に面していますが、市道のアスファルト舗装部分と売買物件の間には側溝が介在しており、売買物件の北東面には出入口として幅約 5m、奥行約 1.6m の橋が架け

	られており、買主がこれを利用するには本市の占用許可が必要となります。 ⑥ 売買物件については、登記所に令和6年1月作成の地積測量図が備え付けられています。
--	---

定着物一覧表

定着物の種類等	数量	特記事項
建物(集会所、便所棟)	2棟	① 建物は、前記「(1) 土地の情報」の「特記事項」に記載したとおり、昭和49年頃から令和元年11月まで清水筑原垣内集会所として使用されていましたが、用途廃止されています。集会所は約 31.88 m²の木造平屋建て、便所棟は 1.65 m²の木造平屋建てです。 ② 建物については瓦が剥落するなどの劣化が進んでいます。また、老朽化が顕著であり、不具合の状況や耐震性の有無など建物に関する詳細を把握していません。なお、集会所の外壁及び内壁におけるアスベスト含有の有無を令和4年7月に調査した結果、含有はありませんでした。 ③ 集会所及び便所棟において、給水設備が存在することが確認できますが、通水しておらず、敷地内には埋設給水管が残されています。また、埋設給水管の位置や詳細については把握していません。 なお、新規に給水引き込みを行う場合、最寄り本管からの引き込み工事が必要となります。 ④ 建物は未登記(表題部及び権利部)であり、売買に当たって本市は未登記のまま買主に所有権を移転するものとし、買主は所有権移転に伴い、本市政策財務部資産税課に未登記家屋に係る所有者の変更届を提出する必要があります。 ⑤ 売買物件には、上記建物及び建物内の残置物が含まれ、これらの物件には上記の諸事情がありますが、本市は、上記諸事情による契約不適合責任を負わず、買主は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償請求をすることはできません。
石柱	1本	国旗掲揚台に使用されていたと思慮されます。
石板	複数	敷地中央部に設置されていますが、その数量や詳細につ

		いて把握していません。
切り株	複数	敷地境界付近など複数の切り株があります。

公 有 財 産 売 買 契 約 書

売主 津市（以下「甲」という。）と買主 ●●●●（以下「乙」という。）
とは、甲の公有財産について、次のとおり売買契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲及び乙は、甲が所有する次に掲げる公有財産（以下「売買物件」という。）を、乙が●●●●に利用する目的で買い受けるべく、この契約を締結することを確認する。

所在	地番	地目	地積	その他
津市安濃町清水 字筑原	3 3 6 番 1	宅地	3 2 0 . 2 8 m ²	品質等状態は 別紙「物件調 書」のとおり 古家あり

2 売買物件の地積は、不動産登記の表示によるものとし、甲は、売買物件に係る境界の明示義務を負わず、将来、乙と隣接所有者との間に境界に関する紛争が生じたとしても甲はその一切の責任を負わないものとする。

3 甲及び乙は、売買物件について不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、互いに次条の売買代金の増額又は減額その他の請求を行わないものとする。

（売買代金）

第2条 売買物件の売買代金は、金000,000,000円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金00,000,000円を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第14条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金額を売買代金に充当するものとする。

5 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属する。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条第1項に定める契約保証金を除いた額000,000,000円を、令和7年11月20日（木）午後5時15分

までに甲に支払わなければならない。

(遅延損害金)

第5条 乙は、前条の売買代金を支払期限までに支払わないときは、支払期限の翌日から支払済みの日までの日数に応じ、年(365日)8.7パーセント(支払期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年(365日)2.4パーセント)の割合で計算した金員を甲に支払わなければならない。

(反社会的勢力排除条項)

第6条 乙は、甲に対し、現在及び将来にわたって次に掲げる事項を表明し、確約する。

- (1) 自ら(法人の場合は、代表者、役員その他いかなる名称を有する者かを問わず実質的に経営に支配力を有する者と認められる者を含む。)又は出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用をき損する行為
 - ウ 売買物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

(所有権の移転)

第7条 売買物件の甲の所有権は、乙が第4条の売買代金を完納した時に乙に移転するものとする。

(引渡し)

第8条 甲は、前条の所有権移転の時に、現状有姿により売買物件を乙に引き渡すものとする。

(所有権移転登記)

第9条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(契約不適合責任の特約)

第10条 乙は、売買物件の品質その他の状態等の特記事項に関し、別紙「物件調書」に記載したとおりであることを確認し、当該特記事項がこの契約の内容を構成し、かつ、適合するものであることを容認した上で、この契約を締結した。

2 売買物件の引渡し後、別紙「物件調書」に記載したもののほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見された場合であっても、甲は、乙に対して、売買物件の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、甲に対して、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、この契約の解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

3 甲は、売買物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等の可否に関し承知しておらず、これらの行為の可否にかかわらず、甲は、乙に対してその一切の責任を負わないものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合であって、売買物件の引渡し後、売買物件に契約不適合が発見された場合においては、乙が売買物件の引渡しから2年以内にその旨を甲に通知した場合に限り、乙は、甲に対し、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求又はこの契約の解除若しくは損害賠償請求をすることができるものとする。ただし、乙の甲に対する損害賠償請求の額は、第2条に定める売買代金の額を限度とする。

(造成費用等の負担)

第11条 甲は、売買物件の所有権移転後、乙による売買物件の整地、造成その他工作物の撤去等が必要となった場合において、当該行為に係る費用の一切を負担しないものとする。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、乙に催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力であると認められたとき。

- (2) 乙の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙又は乙の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙又は乙の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙が、この契約に基づく甲に対する債務を履行する前において、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分、破産、民事再生その他これらに類する手続の申立てを受け、若しくは乙が、破産、民事再生等の申立てをしたとき。
 - (7) 乙が、売買代金その他甲に対する債務の履行を怠り、甲が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。
 - (8) 乙が第6条の確約その他この契約に違反する行為又は重大な背信行為を行ったとき。
- 2 乙は、前項の規定によるこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害賠償請求をすることができないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、第2条に定める売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- (危険負担の特約)
- 第13条 乙は、この契約の締結から売買物件の引渡しまでの間において、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の支払いを拒絶し、又はこの契約を解除することができないものとする。売買物件の引渡し後においても同様とする。
- (損害賠償)
- 第14条 乙は、第12条第3項に規定する違約金のほか、この契約に定める義務を履行しないことで甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (費用の負担)
- 第15条 乙は、この契約に規定するもののほか、この契約の締結及び履行に必要な費用、売買物件の引渡しに要する費用その他この契約に関する一切の

費用を負担するものとする。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟及び紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約における各条項の解釈に疑義がある事項については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和00年00月00日

甲 津市西丸之内23番1号
津市
津市長 前 葉 泰 幸

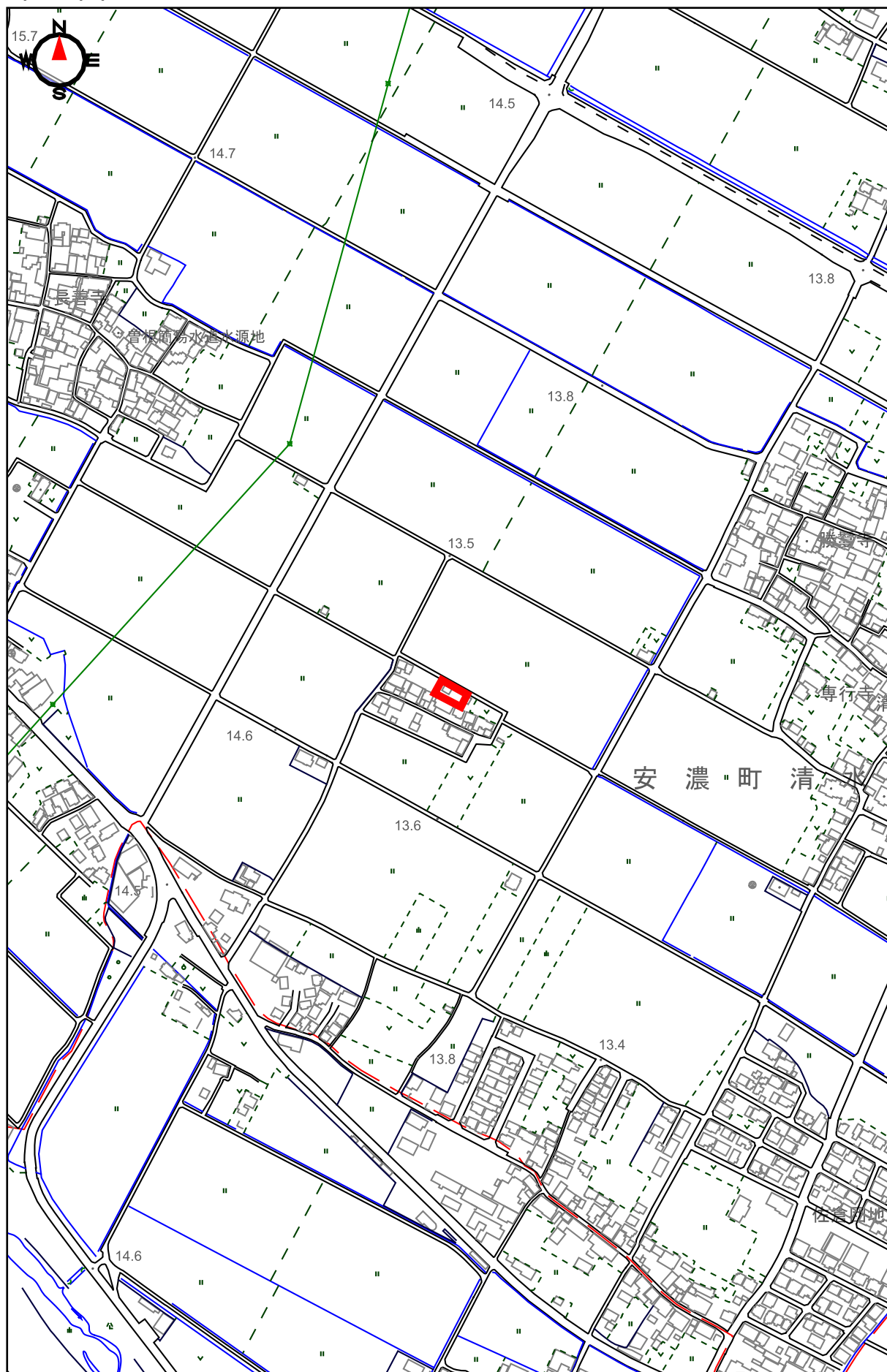
乙

令和7年度第4回津市公有財産売却 参考資料

物件番号 1 津市安濃町清水字筑原

- 1 位置図
- 2 現況写真
- 3 公図
- 4 全部事項証明書
- 5 地積測量図
- 6 建物平面図

位置図



物件番号 1：現況写真



1 物件北東から望む



2 物件東側境界



3 物件北側から敷地入口



4 物件西側境界



5 物件北西から望む



6 物件南西から望む



7 物件西側境界



8 物件南東から望む

※赤線は境界の目安を示すものです。実際の境界とは異なります。

物件番号 1：現況写真



9 物件西側境界



10 建物の状況



11 便所の状況



12 残置物（石板）あり



13 残置物（石柱）の状況



14 占有物（電柱・支線）の状況

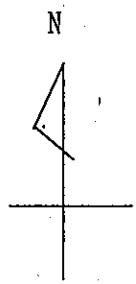


15 切り株（建物南）

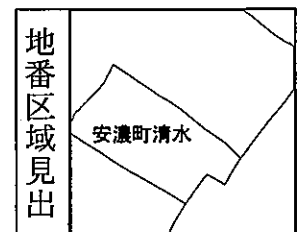
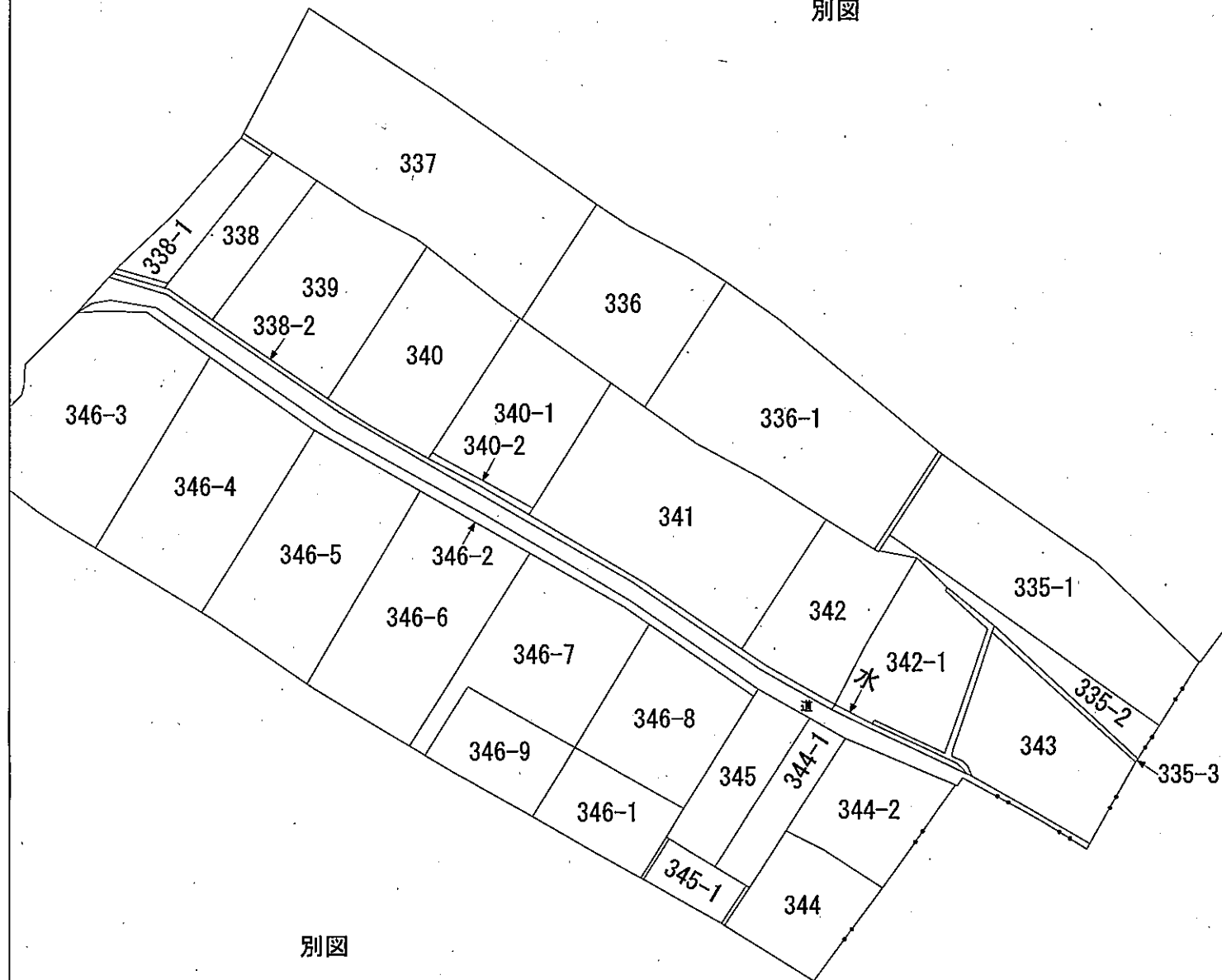


16 切り株（建物西）

※赤線は境界の目安を示すものです。実際の境界とは異なります。



別図



請求部	所在	津市安濃町清水字筑原				地番	336番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治26年2月				備付年月日(原図)			補事	記項	

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年9月9日	不動産番号	1900000180632
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	安芸郡安濃町大字清水字筑原				余白
	津市安濃町清水字筑原				平成18年1月1日変更 平成18年4月21日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
336番1	宅地	327	29	336番から分筆 〔昭和49年8月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月9日	
余白	余白	320	28	③錯誤 〔令和6年1月29日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年8月19日 第27871号	原因 昭和49年5月30日売買 所有者 安 芸 郡 安 濃 村 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月9日
2	所有権移転	令和5年3月22日 第5589号	原因 平成18年1月1日合併 所有者 津 市

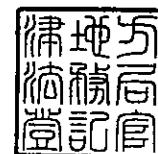


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月31日
津地方法務局

登記官

田 代 尚 昌



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年1月31日 津地方方法務局

登記官

田代尚昌

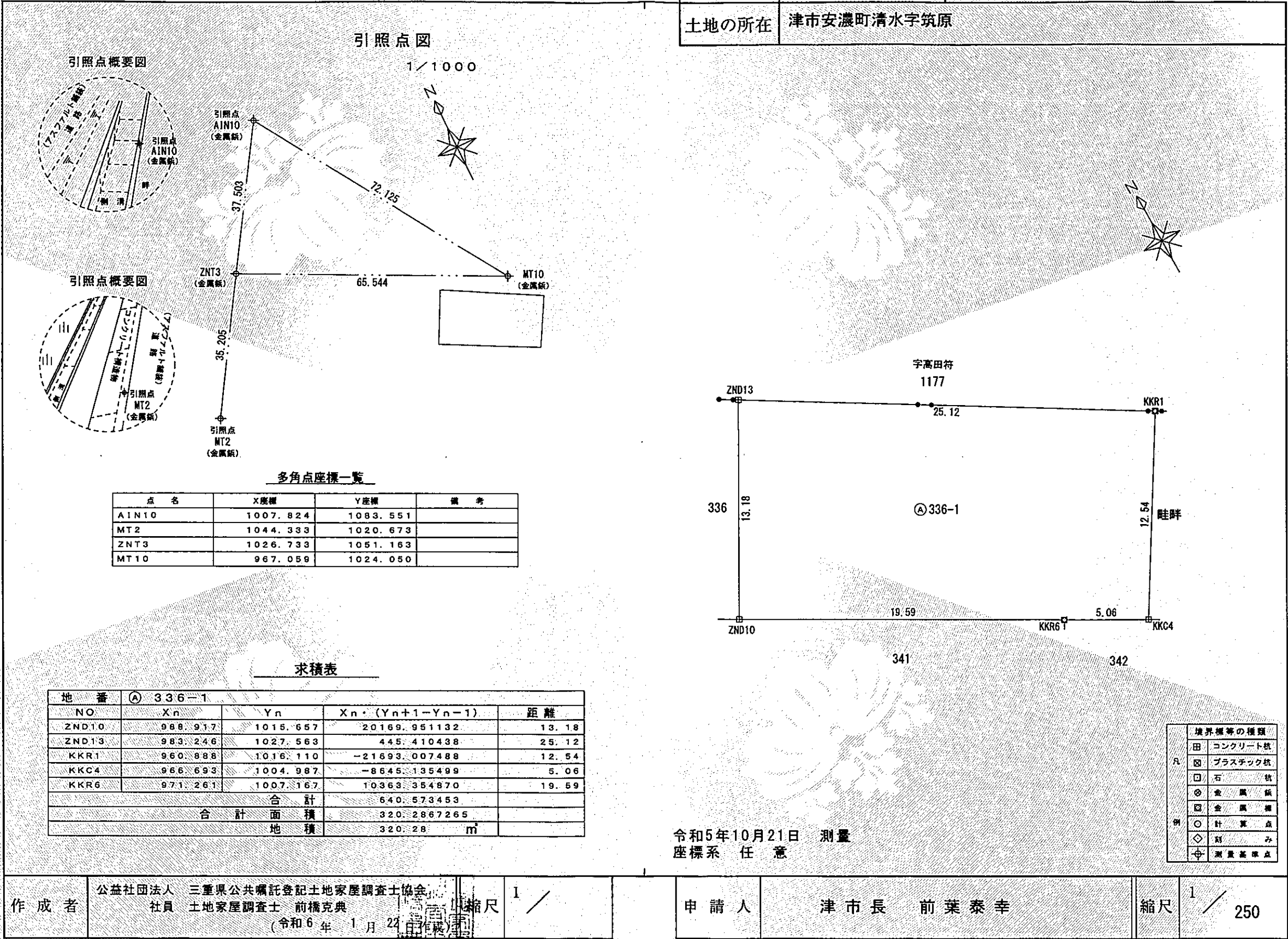


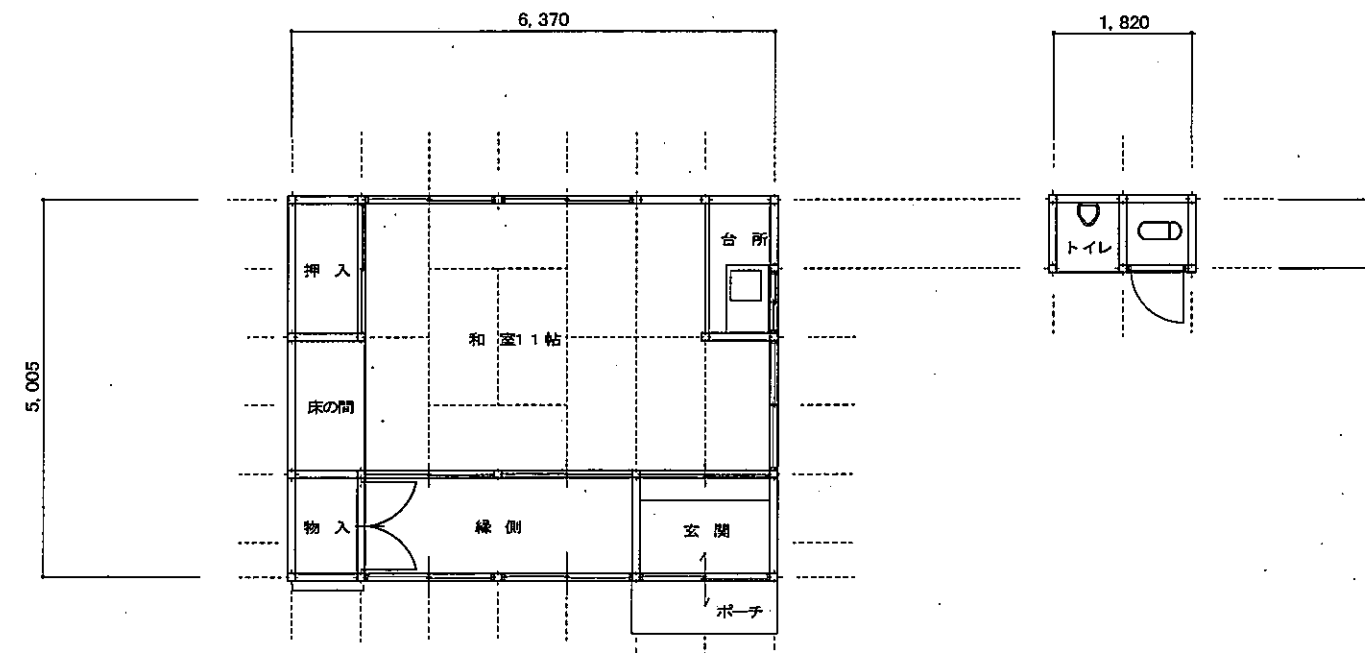
(会員専用)

土地所在図
地積測量図

地番	336-1
土地の所在	津市安濃町清水字筑原

別記第一号(第七十四条第三項関係)





平面図 S=1/100

旧集会所 床面積 31.88㎡

トイレ 床面積 1.65㎡

合計床面積 33.53㎡

津市旧清水築原集会所		縮尺: 1/100
図面名称	平面図	原図: A3
津市政策財務部財産管理課		No